

滋賀県の環境政策の方向性

～滋賀県環境総合計画に基づく施策の展開～

本県が有する琵琶湖をはじめとした豊かな環境を保全・再生し、次の世代に引き継いでいくためには、相互に関連し合う様々な環境課題に対して、総合的かつ計画的に環境保全施策を展開していく必要があります。

そのため本県では、目指すべき将来像や環境政策の基本的な方向性などを示した滋賀県環境総合計画を定めており、この計画に示した施策の方向に沿って、第1章以降に掲載する各分野の計画や具体的な施策を展開しています。

目指すべき将来像

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～

平成26年（2014年）に策定した第四次滋賀県環境総合計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）では、以下の考え方から、目指すべき将来像を「『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現」としています。

琵琶湖がたたえる豊かな水が琵琶湖・淀川流域の社会・経済活動を支える「いのち」の水となっているように、環境はすべての「いのち」をつなぐ場です。そして、今を生きる私たちだけが良好な環境を育み、その環境を未来へつなぐことができる唯一の存在です。そのため、様々な「いのち」への共感を通じて豊かな環境を育み、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが、私たちの責務であると考えます。

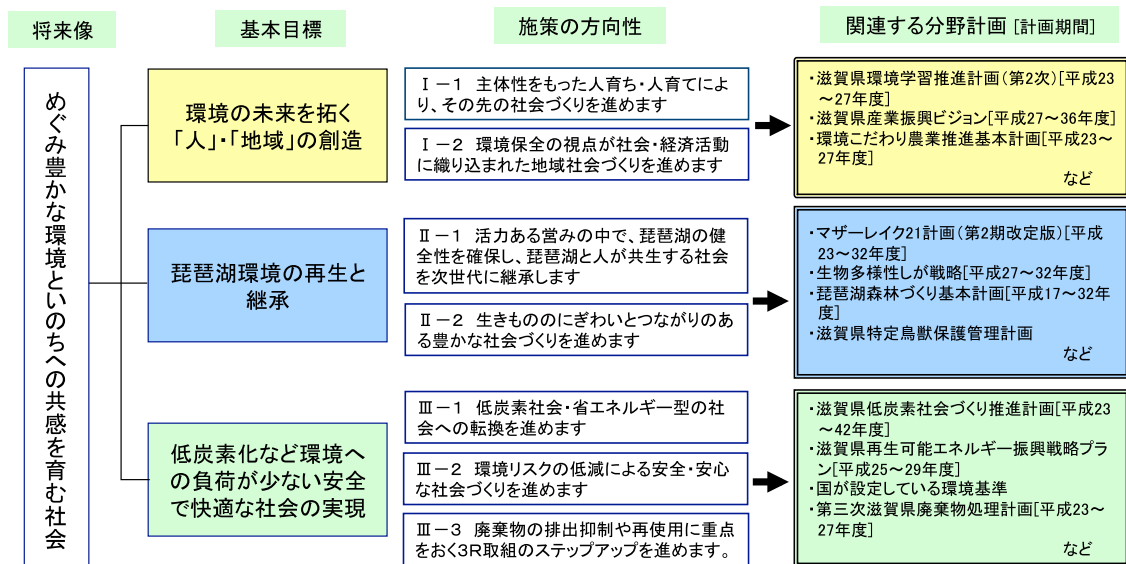


目指すべき将来の姿（2030年持続可能な滋賀社会）

基本目標と施策の展開

目指すべき将来像を実現するため、本計画では3つの基本目標を設けるとともに、それらの具体的な施策展開として、7つの「施策の方向性」を示しています。

これら基本目標や「施策の方向性」に沿って、琵琶湖の総合保全や地球温暖化対策、廃棄物対策など、各分野の個別計画等を策定し、具体的な施策を展開しています。



第四次滋賀県環境総合計画の進行管理

本計画では、「PDCA型行政運営システム（計画（PLAN）-実施（DO）-評価（CHECK）-反映・見直し（ACTION）」によって毎年度の進行管理を行い、計画の継続的改善を図っています。

このうち、「評価（CHECK）」の段階では、県が実施する様々な施策の結果として、「環境や社会の状況が本計画に掲げる基本目標に向かって進んでいるかどうか」、「目標に至るまでにどのような課題があり、対策が必要なのか」という視点で、各基本目標の現状評価と「施策の方向性」の点検^(※)を行っています。

(※「施策の方向性」の点検結果は、第1章～第7章の各章にて、〈現況〉〈課題および今後の取組〉として記載しています。)

●平成27年度 基本目標の現状評価

■基本目標Ⅰ 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

〈現況〉

持続可能な社会を築くためには、環境学習によって県民が高い環境保全意識を養い、主体的に行動を起こしていくことが必要であるとの認識のもと、県や市町、民間団体等によって、滋賀の豊かな地域資源を活用した環境学習や環境教育、それらの活動支援が行われています。

このような環境学習の取組は、節電やごみの減量といった環境配慮行動に繋がっていると考えられ、県内での高いマイバッグ持参率に見られるように、県民や事業者による環境保全の取組が広がりをみせています。

また、「びわ湖環境ビジネスメッセ」の隆盛に見られる環境産業の振興や、環境こだわり農業の取組拡大により、経済活動における環境負荷の低減も進んでいます。

〈課題〉

幼児等の次代を担う主体も含めたさらに多くの県民に環境保全意識を養うため、また県民一人ひとりが主体的な行動を起こせる段階にまで環境保全意識が高まるよう、環境学習や環境教育等に引き続き取り組む必要があります。

あわせて、県民や事業者に環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促していくとともに、社会経済活動における環境負荷が低減されるよう、環境産業や関連技術の振興をより一層図っていくことが必要です。

■基本目標Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承

〈現況〉

琵琶湖や流入河川の水質は改善傾向が見られる一方で、在来魚介類の漁獲量の減少や水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着といった琵琶湖流域の生態系に関する課題が生じています。また、周辺の自然環境においては、開発等による生物の生息・生育環境の劣化や消失、ニホンジカやカワウ等の生息数の増加・生息域の拡大による生態系バランスの崩れや森林の植生被害等が生じています。

加えて、生活様式や社会構造の変化にともない、私たちの暮らしと琵琶湖や里山、森林等、自然との関わりに希薄化が見られます。

〈課題〉

琵琶湖流域における生態系の課題や生物多様性の衰退、森林の健全性の阻害といった問題に対して、要因が複雑に絡み合うという課題特性を踏まえ、総合的な視野に基づく取組をより一層進めていくことが必要です。

また、暮らしと自然との関わりが薄れていることにより、里山といった二次的自然の荒廃や私たちの環境保全意識の希薄化等が生じていることから、暮らしや産業活動における自然とのつながりの再生に引き続き取り組む必要があります。

■基本目標Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

〈現況〉

本県の温室効果ガスの総排出量は、家庭部門や業務部門からの排出量の増加にともない、平成2年度（1990年度）と比較して増加しています。また、総排出量の約半分を産業部門からの排出が占めています。

一方で廃棄物については、家庭や企業における取組が進んだことなどにより、減量や再生利用が着実に進んでおり、最終処分量も概ね減少傾向にあります。

また、環境リスクについては、環境汚染物質の排出源対策等により排出量が抑制されたことなどから、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がなされていると考えられます。しかしながら、放射性物質や微小粒子状物質が社会的な関心を集めたこともあり、環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境に対する県民のニーズは高まりつつあります。

〈課題〉

低炭素社会の実現のため、家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室効果ガスの排出抑制を行うとともに、気候変動によって今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクに対応するため、「適応策」の取組を充実させる必要があります。

また、廃棄物については、さらなる減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて発生抑制や再使用に重点を置いた3Rの推進を図るとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため廃棄物の適正処理を引き続き徹底する必要があります。

環境リスクについては、現在の状態を維持するとともにさらなる低減を図っていくことが重要です。また、県民の環境リスクに対する関心を充足し、安心できる社会づくりを一層進める必要があります。